

日本細菌学会名誉会員候補者の推薦依頼

上記に関し、会則および細則により日本細菌学会名誉会員の選考を行います。つきましては、候補者を下記の要領にてご推薦下さい。

1. 提出書類

- イ. 5名以上の評議員の連名による推薦状
- ロ. 履歴書ならびに業績目録（原著，総説，著書）
- ハ. 主たる研究業績をまとめた抄録（1,500字以上2,000字以内）

提出書類の様式見本は事務局にございますのでご連絡下さい。

連絡先：gakkai23@kokuhoken.or.jp

2. 推薦締め切り日 令和5年8月31日（木）（必着）。推薦書類は返却しない。

3. 提出先 〒170-0003 東京都豊島区駒込1-43-9 駒込TSDビル401

日本細菌学会理事長 赤池孝章 宛

提出方法：上記の書類をまとめた紙媒体冊子を1部、および書類のPDFファイルを記録したメディア（USBメモリ，SDカード，DVDメディア等）の両方をお送り下さい。

※「5名以上の評議員の連名による推薦状」については、原本もお送り下さい。

日本細菌学会細則 名誉会員選考細則

第34条 本学会は本学会の事業に多大な貢献をした会員を名誉会員として推薦する。名誉会員は次の2種類とする。

- 2 名誉会員（以下名誉会員） 本会に特に功労のあった会員で、原則として70歳以上、推薦を受けた時点で本会の役職についておらず、第35条の規定をみたすもの。
- 3 特別名誉会員（以下特別名誉会員） 上記に該当しないもので、我が国の細菌学および関連領域の研究、また学会に顕著な貢献をしたもの。

第35条 名誉会員として推薦を受けるものは、原則として30年以上の会員歴を有し、その顕著な業績により細菌学およびその関連領域の研究の進歩に多大な貢献をしたもので、以下の各号のうちいずれかに該当するものとする。

- 2 本学会に理事長または年次学術総会長として貢献したもの。
- 3 本学会に役員（理事，監事，評議員）または支部長として合計12年以上貢献したもの。但し、同一期間に評議員とその他の役員もしくは支部長を兼任した場合、その期間は重複して加算しないものとする。

第36条 名誉会員候補者の推薦は、評議員5名以上の連名推薦届によって成立する。特別名誉会員は理事会において推薦を受ける。

第37条 名誉会員候補者は名誉会員選考委員会において選考され、理事会において決定される。特別名誉会員は評議員会の議を経て決定される。

第38条 名誉会員選考委員および委員会の運営。

- 2 名誉会員選考委員会は評議員により、評議員中から選出された委員6名（ただし理事長，監事を除く）をもって構成される。委員長は委員の互選による。委員の任期は3年とし、毎年2名づつを新たに選出する。連続しての再任は行わない。
- 3 選考委員の選出および委員会の運営については内規に定める。

第39条 本細則の改訂は、理事会において決議し、評議員会の承認を得るものとする。